

## ファイナンスから見た民法改正

横浜国立大学 高橋 正彦

我が国の民事関係の基本法である民法のうち、いわゆる債権法の110余年ぶりの大改正に向けて、現在、法制審議会で審議が行われている。債権法は金融取引法としての性格も有しているため、今回の改正は、我が国の金融システムの枠組みについて、私法的な取引ルールのみならず、広範に整備しようとするものでもある。多岐にわたる改正内容のなかでも、特に白熱した議論が行われており、ファイナンスの観点から見ても興味深い論点の一つが、債権譲渡、とりわけ将来債権譲渡に関するものである。

我が国では、①ファクタリング、②手形割引、③金銭債権の譲渡担保、④貸付債権の流通市場での売買、⑤金銭債権の流動化・証券化など、金銭債権譲渡の形態をとる金融取引は、企業等の資金調達手段や、投資家の運用方法などとして、重要な地位を占めている。さらに、既発生のみならず、将来債権（将来発生すべき債権）としての金銭債権の譲渡取引についても、実務上のニーズがあり、近年、それが一層高まってきている。

現行民法には、将来債権譲渡に関する明文の規定は存在しない。ただ、実務上のニーズを背景に、近年、将来債権譲渡の有効性を広く認める判例法理が進展してきたうえ、動産・債権譲渡特例法などの立法的手当てもあって、この種の取引の法的安定性が高まってきた。

こうしたなかで、将来金銭債権のキャッシュフローを活用したファイナンス手法として、①債権譲渡担保、②一部債権の流動化・証券化に加え、最近、③アセット・ベースト・レンディング（ABL）、④買収ファイナンス（LBO等）、⑤プロジェクト・ファイナンス、⑥レベニュー債など、新たな金融取引が行われるようになってきている。例えばレベニュー債は、将来債権や事業の証券化の形態をとる地方債であり、国・地方の財政負担を抑制しつつ、震災復興を含むインフラ事業に必要な資金を調達するために、有効な手段となり得る。

法制審議会が2011年5月に公表した「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」では、将来債権譲渡に関して、①将来債権譲渡が認められる旨の規定の要否、②公序良俗の観点からの将来債権譲渡の効力の限界、③譲渡人の地位の変動に伴う将来債権譲渡の効力の限界、という論点が挙げられている。事務局側の補足説明では、上記③について、譲渡人に倒産手続が開始された場合に、管財人等の下で発生する債権の帰属などの問題が例示されている。この問題に関しては、将来債権譲渡取引の安全と、倒産手続の円滑な遂行との相反関係をめぐって、法律専門家のなかでも、議論が真っ向から対立している。

現状では、民法（債権法）改正への国民の関心が高くないばかりでなく、経済学・金融論の観点からの検討や提言も不十分で、議論は狭い法律家サークルの内部にとどまっている。今回の千載一遇の機会に、金融・ファイナンス研究者の側でも、将来債権譲渡などに限らず、金融システム・取引に関わる制度設計という問題意識に立ち、理論と実務、法と経済の両面から、学際的な研究と政策提言が広く行われることを期待したい。